

『東驢』に見える海保青陵の社会認識

一・はじめに

江戸期漢学者の海保青陵（一七五五―一八一七）には、『東驢』（あずまのはなむけ）という著書がある。この『東驢』は、青陵が加賀藩滞在中に知人となった「富永某君」（『東驢』p.358¹）のために記した書であり、『東驢』内にその経緯についての記述がある。それによると

「乙丑の年に加州金沢に遊びて、府の聞人秋台阮子と格別に懇意を結べり。此阮子性質侠客にて、人の福を喜ぶ事、己れがこれ有るが如くする人にて、最書をも読、詩も作り、書も印章も尽堪能なる人なれば、彼是土地の安富になる事をも平生心に懸て、親切なる人也。阮子の紹介にて富永某君に迎られて、某君とは大に歓を罄して常に往来せり。某君は徒兵の隊将を領せられて、来年丙寅の春には江戸へ勤番に出らるべき順也」（『東驢』p.357-358）

坂本頼之

とされる。この文中に登場する、青陵が金沢滞在中に知り合った「秋台阮子」とは、金沢町人の浅野屋秋吉（通称彦六）であり、その「秋台阮子」の紹介により知り合った「富永某君」とは富永権蔵のことであることが、長山直治氏の研究「加賀藩における海保青陵と本田利明——加賀藩関係者との交遊とその影響について——」（『石川県立金沢錦丘高等学校紀要』第十五号 一九八七年）で明らかにされている。

青陵の述べているこの執筆経緯について、長山氏前述研究を基にもう少し詳しく解説すると、この「富永某君」富永権蔵は諱を必昌といひ、石高千五十石で御徒頭を勤めていたが、この御徒頭という役は交代で江戸詰を勤めることになっており、此度「来年丙寅の春には江戸へ勤番に出らるべき順也」と富永権蔵が来年江戸詰を勤める順番となった。

その江戸に出る富永権蔵のために、「東府に生れて東府に長し」京に居たる時に、人の始めて江戸へ行く人に、江戸の風俗、水土、世代の事を書きて贈りたる事度々あり」（『東驢』p.357）と、既に江戸初心者に対して江戸生活のガイドブックをたびたび執筆したことがあつ

た青陵が、江戸の有識、江戸の風俗、また江戸生活での注意点などについて記したものが『東臚』である。

この『東臚』には、その著述目的からわかるように、非常に細々とした江戸生活の注意点が述べられており、「提供される雑多な情報とあわせて、江戸生活に関するごく実用的なマニュアルとなっている」（徳盛誠氏『海保青陵 江戸の自由を生きた儒者』朝日新聞出版 二〇一三年 p.146）との指摘があるように、江戸流の茶の作法から、江戸生活での気晴らしの仕方、江戸特有の闇社会のルールまで、懇切丁寧でリアルな江戸案内が展開されているのであるが、それと同時にこの書には「江戸有職」、つまり「江戸にて用ひらるる政令礼楽」（『東臚』 p.359）についても述べられている。江戸の習俗ガイドブックとでもいえるような『東臚』に、なぜ「江戸有職」が紹介されるのかということ、

「江戸有識は書き物も無し。扱又、京有識のよふに極りたる形なし。今の民の好悪、今の民の風俗に合せて、折々にかわる事ゆへ、京有職のよふにすわりたる事なし。古実も御取用ひ有る時もあり。無き時もある也。御役抔も名のかわる事もあり、新規御役といふものもあり、新御例といふものもありて、其時々転じて、民情に合ふよふに取立る事多し」（同上）

と、「日本の有職故実」（『東臚』 p.359）たる京都の「京有職」に対して、「江戸有職」が「甚知り難し」（同上）ものだからであり、且つまたその知り難き「江戸有職」を知ることが、いずれ富永権蔵が江戸より帰国し、国元の加賀藩で勤務する際に「諸侯富国の基本」（同上）となるため、「兎角早く江戸風を知りて、江戸の有職を知る事第一也」（『東臚』 p.358）と青陵が考えていたからであった。

その『東臚』内の「江戸有職」に対しての言及の中に、当時の日本社会を青陵がどのように把握していたのかがうかがえる部分がある。それは天皇制という制度と徳川幕府とが両立している現状の社会制度についての言及である。

海保青陵についての研究は多数あれど、管見の及ぶ限りでは天皇制との関連での研究は行われてはいないようである。³⁾そこで本稿では、『東臚』を中心とした青陵著述内に見える天皇制及び日本の社会制度への言及を通して、青陵が当時の日本社会における天皇という存在をどのように捉え、また天皇制をもつ日本という国をどのように考えていたのか、つまり青陵の現状認識を天皇制や社会制度の側面から考えてみることに、そしてその現状認識が青陵自身の思想とどのように関連していくのかを考察してみたいと思う。

二. 天皇と徳川家との関係についての認識

まずは『東臚』において、富永権蔵に対して説明される天皇制と青

陵の現状認識を確認してみようと思う。直接的な言及部分は一文の、それも一か所にすぎないため、青陵の他著書の言及と関連付けながら丁寧に見ていくこととする。『東鑑』で青陵は日本の現状に対してどのように述べる。

「日本国の君王は京にましまして共、政令は江戸より出る也」(『東鑑』 p.329)

『東鑑』執筆は文化二年(一八〇五)であり、⁽⁴⁾ 当時は光格天皇(一七七一〜一八四〇) 在位安永八年(一七八〇)〜文化十四年(一八一七)の時代である。

ここで青陵は「日本の君王」(天皇)は京におられるが、政令は江戸から、つまり政治権力は江戸にあることを述べる。この権力の二重構造について、青陵は『東鑑』以外の著書ではこのように述べている。

「今公方様は御名は諸侯なれども、其実は王なり」(『経済話』 p.318)⁽⁵⁾

『経済話』の文と、『東鑑』の「日本国の君王は京にましまして共」の表現を見る限りでは、青陵は名実からいえば、名目上は天皇が「日本

国の君王」であるが、内実は徳川将軍が「王」であると考えていることがわかる。

その実際の「王」たる徳川将軍の権力について、青陵は「王道」「霸道」の区別を説明する中で以下のように触れている記述がある。

「我東方は頼朝以来皆外のある仕方也。只今に至りては、全一躰の様なれ共、諸侯差出しの高といふて、どれよりももらひたる高でなし。ゆへに国家は各国の風俗各別也。大府にても霸道にて御する事と見へたり」(『富貴談』 p.526)

「今大府は似たるものなれ共天子にあらず。丸きり持にあらず」(『變理談』 p.461)

「東方」とは「頼朝以来」という記述や、前後が日中の歴代政権の比較であることから、日本のことを指し、「大府」とは他の著書で「近世大府も大名家も」(『善中談』 p.478)のように用いられているところから徳川将軍家のことであると考えられる。⁽⁶⁾

そもそも青陵にとつての王道・霸道とは、王・覇の道徳的価値観の違いを表す語句ではなく、支配領域の分類を指す「名」(概念)である。王道とは「外の無き名也」(『養心談』 p.410)であり、領域世界全体を持っているため外がないことを指している。別の個所では

「天下を取る道を王道と云ふ。外なき名也。外のなきと云ふは、隣国も敵国も無くて、皆我国と取込む事也」(『富貴談』p.325)

であつて、「譬へば一家の如し」(同上)である。一方、霸道とは「外のある名也」(『養心談』p.410)であり、

「覇は外のある名也と云ふは、隣国を他国と云。隣国を他国と云は外のある也。天下を丸で己が国とすれば隣国も自国也。是隣国なき也。隣国と云ものなきを外なきと云也」(『養心談』p.419)

であつて、領域全体を「丸きり持」で持つておらず、「外」「隣」があることを指す。これらの青陵的な「王」「覇」分類からすると、徳川將軍家は「覇」である。天下を「丸」で持つていないわけではないからである。さらに言えば徳川將軍家だけにとどまらず、歴代武家政権は皆「覇」である。

「頼朝・足利・豊臣・御当家様は皆覇也」(『養心談』p.410)
 「大府にても霸道にて御する事と見へたり」(『富貴談』p.326)

さて、このように徳川將軍家が「覇」であるとするならば、先ほど引用した「今公方様は御名は諸侯なれども、其実は王なり」(前述

『經濟話』)の「名は諸侯」「其実は王」と矛盾するようにも思える。このことについて考えてみると、『經濟話』ではその後文で

「江戸抔にては死刑相当の人をば、死罪一等を減じて流罪に処せらるる事古例なり。是は一体、天下は京都の御料理なるべきを、江戸の自由になさると云ふ、京都へ対せられての御会釈と承まはれり」(『經濟話』p.319)

と、刑罰の施行において、幕府が京都朝廷に斟酌し、死刑相当であっても死罪を処さずに流罪とするという古例をあげている。徳川將軍家の内実が真に青陵の意味での「王」であるならば、京都に対しての「御会釈」があるはずもない。

結局「其実は王なり」とは、「此方様は御名も諸侯なれば、其実も諸侯なり」(『經濟話』p.318)という、公方(將軍家)と「三ヶ国の国主大名」である此方様(加賀前田家)との関係での表現であったということになるだろう。⁽⁸⁾

青陵の王・覇の別から徳川將軍が「覇」であるとするならば、それに対する「王」は何であるだろうか。支配権の領域という意味でいえば、それはやはり天皇Ⅱ「日本国の君王」ということになるのではないだろうか。

「一赫武家は清盛・頼朝の二公より、京師の民を我物にしたるよふになりたるゆへか、其以後は、民は民、上は上とわかりて二株になれり。民の物は上の物にあらず。上の政は民はあづからずいとふようになれり」(『論民談』p.552)

「民の権のつよふなりて、上の権のうすふなりたるは、全く古制を取り失ふたるより起りたる事也。古制のうしなひたるは、外の物を我物にするより起りたる事也。秦は周の民を我物にしたる也。漢は秦の民を我物にしたる也」(同上)

「我邦にても当御代ばかり、動かす騒しからぬ事二百余年なれば、借りものの仕掛けにしておきては、どこか理に合はぬはづ也。支那は秦・漢より、我邦は平相国公より借りもののしかけ也。我物でなきものを我物にしておく仕掛け也」(『論民談』p.552～p.553)

このように青陵には「京師の民」を、武家政権が「我物」にしたという認識があった。そしてそれは「我物でなきものを我物にしておく」「借りもの」とあるように、本来は「京師の民」であって、武家のものではないという認識でもある。

ここで「外の物を我物に」という例えとして、中国では周・秦・漢の王朝交代により、秦が周の民を、漢が秦の民を「我物」にしたという点をあげている点から、「京師の民を我物に」というときの「京師」が具体的な京都の町とその住人そのものを指すのではなく、京都

にある天皇と朝廷の民衆への支配権を指しているのは明らかである。

そしてそれは当代の徳川政権も同様である。^⑨ 徳川将軍にとつての「外」である「京師の民」を「借り」て「我物」とするというのならば、「外」ある徳川将軍家は青陵的にいえば「覇」であることは間違いない。その「覇」に対しての「王」に直接的な言及はないが、本来が「京師の民」であることからすると、それはやはり天皇・朝廷(京師)が「王」となるのではないだろうか。

以上、『東鑑』の「日本国の君王は京にましませ共、政令は江戸より出る也」(『東鑑』p.336) という文、および他著書の記述から考えられる、青陵の日本社会の現状認識について考えてみた。

青陵の王覇論と併せて考えるならば、「外」がある徳川将軍家は「覇」であり、それに対しての「王」は「京師」である天皇・朝廷であると考えられること、また処罰を行うにあたって京都に「御会釈」(斟酌)をする、本来は「京師の民」を「借り」て「我物」にしていると認識していることなどからすると、『東鑑』における、天皇を「日本国の君王」としながら、「政令は江戸より出る」とする青陵の言葉は、青陵自身の現状認識を正確に表した一文であると考えることが出来るのではないだろうか。

三、天皇と將軍・武家との関係についての認識

次に青陵が、天皇・朝廷と徳川家を中心とする武家との関係、あるいは天皇と社会を構成する民衆との関係について、いかに認識していたのかを、前項に引き続いて『東鑑』内の記述を基に、他著書の記述を参考にしながら確認していきたい。青陵は、現状の日本の実質的支配層たる「武家」という存在を以下のように説明している。

「武家といふ事は古へより有たる事なれ共、今の武家といふは、地下の官人といふよなる処へ用ゆる也。武官といふは左大将より武官也。今は五摂家にて御持なざる也」(『東鑑』p.359)

「中将少将も武官也。皆家柄の堂上方の公達三位四位五位まで持つ事也。左れ共是れをば武家とはいはず、江戸を指して、六十余州の大名小名を指していふ辞也」(同上)

このように青陵は当時の江戸幕府社会における「武家」という存在と、朝廷の制度内の「武官」の違いを説明する。その上で更に、「武家」でありながらも官職を持つという、武家有職と京都有職の二重構造、いわゆる武家官位について説明する。⁽¹⁰⁾

「頼朝は大納言なれ共、実朝は右大臣まで昇進也。左れ共武家也。

足利の義満公は太政大臣まで昇進也。左れ共武家也。太閤は太政大臣也。され共武家也」(同上)

このように歴代の武家支配者達が「武家」でありながら官職を持っていたことを説明し、現在の江戸幕府創設者である神君徳川家康についても「東照宮は右大臣也」(同上)であることを述べる。

この徳川家と天皇の関係について、青陵は上野寛永寺貫主として下向する宮(親王)と徳川將軍家が「御同輩」であり、「仙洞御所に準ずる」、つまり院(上皇)の御所に準ずる存在として扱われていることを指摘し、さらに

「二条公は摂家也。関白をも持たせられる御家なり。左れども江戸の御猶子として、御名の一字を進ぜらるる事也」(『東鑑』p.362)

と、五摂家の一つである二条家が徳川將軍家の猶子として偏諱を受けるなど、⁽¹¹⁾徳川將軍家が様々な面で、他の「武官」とは異なる特別な扱いを受けていることを述べる。

しかし徳川將軍家がこれらの特例を受ける存在であり、「人臣では無きよふに礼せられたるものなるべし」(『東鑑』p.362)でありながらも、結局は

「然れ其姓の有るは何れも人臣の列也」(『東鑑』p.362)

このように、特例でありながらも「姓が有るので」徳川將軍家は人臣である、と結論する。そしてその姓の有無に焦点をあてた青陵の天皇観が展開される。

「皇帝は御姓は有らせられず。閑院有栖川伏見京極は、御姓は有らせられず。四家は御代々皇帝の御子也。御猶子にならせられて、官位に付玉ふ事也。故に親王といふ。いつにも皇帝の位に付き玉ふ也。江戸も撰家も姓有り。姓あるを人臣の列とす。決して皇帝の位に付き玉ふ事ならぬ事にしたるもの也」(『東鑑』p.362-363)

この文での「皇帝」は、「閑院・有栖川・伏見・京極」の親王家の継承可能な位であること、下文で中国の皇帝と対比されることなどから、日本の天皇を指すことがわかる。¹²⁾

「からは堯舜禹湯文武秦皇漢帝より姓あり。庶人より上りて皇帝になる。我邦ばかりは難有結構なる国土也」(『東鑑』p.363)

中国(から唐)は庶人から皇帝となるため、皇帝に姓があると青

陵は指摘する。姓の無いものが「皇帝」となることができないのは日中対比でいえば「我邦ばかり」の特徴であり、尚且つ「難有結構なる国土也」と、青陵にその特徴は肯定的に捉えられている。

そもそも青陵は現状の日本の状態、日本という国を、日中の対比で非常に肯定的に捉えていた節がある。

「我邦などは地球上第一の国土なれば、支那の風俗とは格別に違ひて宜しき風俗にて、天理を受る処も偏なる事なしと見ゆる也」(『善中談』p.480)

「我邦は一つ離れたる一大島なれば、すみよりすみまで一統にしるしめて、他国へ出るには必ず大洋を経て行く事也。ゆへに山城国が極々高き地にて四方は段段卑し。極高き所に皇居あれば、水も四方へ流れ命令も四方へゆきわたりて有難き富国なり」(『文法披雲』p.740)

「西土はなるほど大国にて我邦の幾くつがけもある様子なれ共、海はやうやく東南の方に少しありて呉越齊などのかたはづれにのみ海あり。大方は陸つづきにて都合のあしき貧国なり。中々我邦の民百姓のやうにりつばなる事にては無きと見へたり」(同上)

このように青陵の著書には、日中を比較した際に、日本を高く評価した文が散見される。その日本評価の背景には、『東鑑』にある、姓

のある者（人臣）が天皇（皇帝）になれない日本特有の制度に対する評価も一因としてあるのは間違いない。『東鑑』で、人臣は天皇にはなれない、中国では庶人が皇帝になるとした後で、「我邦ばかりは難有結構なる国土也」としているのがその例証となるだろう。そしてそれは日中の比較の中で、「庶人より上りて皇帝になる」中国への低い評価であるともいえる。

ただしその「庶人であっても皇帝になることができる」ことをなぜ青陵が低く評価し、逆に「姓ある人臣は皇帝になることができない」ことをなぜ高く評価するのかの理由は、『東鑑』内では説明がないためわからない。そこでここでは他の著作の中で、日中比較を行い、日本を高く評価している箇所に着目して考察してみようと思う。

先ほど挙げた『文法披雲』での日本高評価の記述「命令も四方へゆきわたりて有難き富国」「我邦の民百姓のやうにりつばなる事」は、「郡縣四之二」という中国の「郡県制」を説明した箇所でのものである。そして青陵にとって郡県制とは

「郡縣には諸侯もなし。皆良民とて常の百姓なり」（『文法披雲』p.738）

「上は天子一人にて下は一統百姓なり」（『文法披雲』p.739）

という、天子一人と他は全て百姓（良民）という社会制度として捉え

られていた。この郡県制について、青陵は『洪範談』で

「後世の天下の治めかたは、此洪範の通にゆかぬなり。士大夫のまもるべき天理を、小民にまもらせんと世話をやくように郡県以後は見ゆるなり。これは秦の始皇以来は、小民のほりて士大夫になる事ゆへに、小民を士大夫にする世話をやきたるが始まりにて、其後はこれは士大夫、これは小民といふ差別なしに、やたら人品をあげるよふに、学問をさするよふにする事になれり。一体は小民は何も知らぬ方がよきなり」（『洪範談』p.634）

と批判する。『文法披雲』で「天子一人と一統百姓（良民）」として捉えられていた郡県制社会の、何が青陵にとって問題とされていたのが、この『洪範談』の文章を見ると明らかになる。

それは「小民のほりて士大夫になる」社会だからである。¹³郡県制、つまり皇帝による直接統治制度では、皇帝の手足となる官吏を必要とするため、選挙制度によって官吏の選別が行われた。漢代の郷举里選や隋代以降の科挙は、その代表的なものである。青陵は、その選挙制度による官吏登用を指して「小民のほりて士大夫になる」としていると考えられる。

そしてその制度上、官吏登用の際には、一般民衆から広く試験によって求めるため、一般民衆（小民）が士大夫となることを目的とし

て、「人品をあげる」「学問をする」といった、士大夫が努めるべき修養を行うこととなり、その結果、小民が「智」を身につけることになり。それらの制度の行く末を青陵は

「秦漢以後は農民や大工の忠孝をせんぎしたり、学問をせんぎしたりするは、士大夫の天理を民へ責めるといふものなり。然れ共天下一統智をみがきて、人を謀る世の中なれば、智をみがかずにおれば、人に欺かるるゆへに、漢唐以後は智をみがかねばならぬ世の中となれり」(『洪範談』p.634)

と苦々し気な口調で述べる¹⁴。

さて小民が「智」を身につけることを青陵が批判するのは

「一体小民は何も知らぬ方がよきなり。今にても此邦の木曾の山中や、飛驒の山中や、はなれ島などは公事訴訟もなく、けんくわもせず、盗もなく、人殺もなきは、小民智なきゆへなり」(『洪範談』p.634)

と、小民が「智」を身につけると治安が悪くなり、政治が上手いかわなくなると青陵が考えていたためである。青陵はこのことを他の著書でも度々説いている。

「古の士は智を上へ引挙げて、下へわたさぬよふにしたるゆへ、智士が愚民を使ふ事出来る也」(『善中談』p.475)

「かしこき事をたつとむと、世人皆かしこき事をつとむる。扱、かしこきといふには程はなし、今までの上席の人は天下の賢でありたれども、又大賢いづれば其上にをく也。又大賢いづれば又上にをく。如此するときには、下々の者が皆かしこふなる。下々皆かしこふなると、上の手にはとんとをへぬ也。下は愚がよきなり。上は智がよきなり」(『老子国字解』p.811～812)

小民に「智」をつけさせない政治、つまり愚民政治を青陵が様々な局面で説いていたことは、既に多数の先行研究が指摘するところである¹⁵が、この民を政治上の問題から「愚」に置いておきたいという青陵の志向が、結局のところ青陵が郡県制を批判的に見る原因であり、それは郡県制に付随する官吏選別制度によって、愚民政治が阻害されるためであると考えられる。

だからこそ青陵の中では、郡県制をとっておらず、官吏選別試験が行われず、民に「智」をつける機会を積極的に持ちえない、そういった社会制度を持つ当時の「日本」という社会が、相対的に高く評価されることになる。そして「天子一人と一統百姓(良民)」ではなく、天皇の下に様々な官位・階級が存在すること、そして「決して皇帝の

位に付き玉ふ事ならぬ」という、郡県制の制度内ではあり得ないアンタッチャブルな存在であり、日本の社会制度の特徴の代表として、天皇（皇帝）という存在が評価された結果が、『東鑑』における「我邦ばかりは難有結構なる国土也」（前述 p.363）という一文なのではないだろうか。

以上のように、『東鑑』に見える青陵の天皇制評価、また日本への高い評価は、彼自身が持つ、郡県制への批判、選挙制度に伴う民衆の「智」に対しての警戒、そして愚民政治向と密接な関係を持っているということが出来るだろう。

四. 天皇・朝廷と武家社会制度の関係についての認識

『東鑑』では、天皇と人臣の関係について説いたのち、その人臣の間の階級についての解説が行われている。

「扱、人臣の列の内に二等立てたるもの也。堂上と云ひ地下と云ふ。皇帝は人間には有らせられず」『東鑑』 p.363

ここでの「人間には有らせられず」とは「神である」と言っているわけではなく、「社会制度（人間（じんかん））に組み込まれてない」ことを述べているのだと思われる。¹⁶⁾ それはそのあとで続くのが

「堂上は民では無し。地下は民也と云ふ事也。民の内に二等あり。良民と穢多と也。堂上と地下とは良民と穢多と違ひたるよふにしたるもの也。一牀の血脈違ふ也と云ふ事也」(『東鑑』 p.363)

という、堂上・良民・穢多と類別される日本の社会階級制度の説明のため、「人間には有らせられず」とは、天皇がその制度内（人間）には入らないことを述べているのだろう。¹⁷⁾

この堂上・地下（良民・穢多）という身分の分類は、昇殿が許されるかどうかという朝廷に関する身分の区分である。しかし一方で、江戸には江戸の独特の官位があり、武士社会における身分の区分が存在した。それが「江戸にばかり布衣といふ位あり」(『東鑑』 p.363)とされる「布衣」という官位と、將軍に直接拜謁できるかどうかの「御目見」である。問題は、これらの江戸の官位・身分の区分と、朝廷の官位・身分の区分とが同時に並行して用いられていることであり、更に言うならば、その二つの制度がどのように矛盾ない関係として落とし込まれているのかは、日本社会にとって非常に重要な点であった。青陵によれば

「凡そ江戸へかかる人々は御三家国主より諸大夫に至るまで、將軍様の執奏也。御医者¹⁸⁾の法印法眼も同様也。故に京の官人の江戸の執奏の外は、江戸にては御取用ひ無しとしたるもの也」(『東鑑』

p.363~364)

と、江戸幕府の関係者の官位は、全て將軍家からの「執奏」により任官されたものだとする。

先行研究によれば「武家に官位を授与することを決定するのは將軍であり、天皇は將軍の決定を追認し、それを認証する叙位・叙任の文章である位記・区宣案を発行するだけであった。將軍が武家に官位授与を決定し、それを天皇・朝廷に取り次ぐ、この行為を「執奏」とい、將軍は、武家官位を執奏する権限、すなわち武家官位の執奏権を独占した¹⁸⁾とされ、「執奏」とは天皇・朝廷に官位を取り次ぐ行為を指す。この『東鑑』の記述はつまり、官位の任官権は天皇・朝廷が持つが、その許認可権は將軍が握っている当時の日本社会の官位の任官・許認可に対する青陵の理解であり、それは非常に正確であると考えられる。さらに青陵は「堂上・地下」と「御目見以上・以下」の関係について

「唯、堂上を御目見以上と定め、地下を御目見以下と定る斗也。

地下の官人は四位にても、以上の人のくぐりより入る事也。開門はせぬ事也。以下の人は何万石とりても、以上の人のくぐり門より入る也」(『東鑑』p.364)

と述べる。それによると、堂上は「御目見以上」、地下は「御目見以下」とされ、御目見以下の者はどのような官位であっても、また何万石の大名であっても、以上の者と会う際は開門はせずにくぐり門より入る、とされる。

つまりこの説明は、「御目見」という武家社会の身分の区分と、堂上・地下という朝廷内の身分の区分のすり合わせが、実際どのように行われていたかの記述である。それは武家社会の構成員としての身分(高い官位・広大な領地)の価値観と、朝廷の構成員としての身分の区分(堂上・地下)の価値観とのすり合わせであり、「地下の官人は四位にても」「何万石とりても」という武家的価値観よりも、「堂上」¹⁹⁾「御目見以上」という制度上の身分の区分が優先されていたことを表している。

以上、これらの『東鑑』における天皇・朝廷と武家社会の制度についての記述を見ていくと、青陵は現状で日本社会内に制度が二重に存在しており、尚且つそこにすり合わせがあることを正確に認識しているということが出来るのではないだろうか。

五. 御家人についての認識

前項の天皇・朝廷と武家社会制度の関係についての解説に続いて、『東鑑』で青陵は御目見以下の身分について解説している。

「扱、以下に二等あり、御譜代席と云ひ、御抱へ席と云ふ」(『東鑑』 p.364)

御目見以下には「御譜代席」と「御抱席」の二等級があるとして、その違いを

「御譜代とは世々の御家来也。御抱席とは其人一代ぎりの御家人也」(同上)

とする。「世々」「一代」というのは、御譜代席は御家人株を売れない世襲される身分であり、御抱席は御家人株の売買が可能な一代限りの身分だからである。

「至て軽き小身なる人にも御譜代あり。年寄れば隠居を願ふ、忝へ家督を願ふ也。此御譜代の男は小身にても、血肉でなき人より養子する事ならず、株を売る事ならぬ也。御抱へ席は年寄れば御暇を願ふ。忝新規召出されを願ふ也。御抱へ席は諸組与力二百三十俵でも此例也。株をも売る也」(同上)

この「御譜代」「御抱席」の違い、御家人株の売買について、青陵は『経済話』でも

「御抱へ席の分は株の売買あるなり。奉行の存じより次第にて動す」となるなり」(『経済話』 p.314)

と述べており、その事情についての青陵の認識がうかがえるが、問題は『東鑑』内の下文

「御抱へ席より御譜代へ昇進する事も随分ある事也」(『東鑑』 p.364)

である。御家人株の売買が許されている「御抱席」から、「御譜代」への昇進があるという事実は、身分制度の中で重大な意味を持っている。実際に姜鶯燕氏「近世中後期における武士身分の売買について」『藤岡屋日記』を素材に(『日本研究』三十七 国際日本文化研究センター 二〇〇八年 p.122)では、「富安九八郎」という者が、文化年問のはじめに御家人株を買って七十俵五人扶持の御家人となり、勘定方仮役を経て勘定となり、ついに文化六年(一八〇九)に元方御金奉行となり、二〇〇石高の役料、一〇〇俵の加増を受けて、御目見の御家人となったことが紹介されている。

この富安九八郎の事例が「文化のはじめごろ〜文化六年」ということは、ちょうど『東鑑』が書かれた時期(文化二年(一八〇五)頃)

と一致しており、青陵のこの言葉が、当時の世相を反映したものであることがわかる。

青陵はその文の直後に

「唯、公儀にては御目見以上と以下とは、はつきりと分りて居る也。

御譜代と御抱へとも、はつきりと分りて居る也。御三家の家来より諸大名の家来は、格別何かとんと知れぬ也」(『東臚』p.364、365)

として、將軍家での「御目見以上」「御目見以下」、「御譜代」「御抱席」の扱いははつきりと分かれていることを述べる。また公儀とは違い、御三家をはじめとする大名家では、扱いがはつきりとしないうところがあることを青陵は指摘する。

「御三家の家来用人以上は御目通する也。其外は尾公へは御目通りすれ共、將軍様へはせぬ也。左れ共以上の格のよふなる処もありて、以下の人もいはれぬ処もあり」(『東臚』p.365)

このように將軍家以外では、家中の家来の身分があやふやなところがあり、「まぎらはしき事也」(同上)として、これ以後は江戸將軍家と大名家での役職の説明、役名の違いなどの説明が続く。

この『東臚』内での御家人についての説明で重要な点は、上にあげた御家人株の売買について青陵が触れている点だと思われる。この御家人株の売買は、身分制度を崩壊させかねないものとして、既に寛文三年(一六六三)に幕府から注意が出ており、また安永三年(一七七四)・天保七年(一八三六)・嘉永六年(一八五三)には禁令が出るほどの問題であるが、青陵は批判も肯定もせず、ただ「御譜代は株を売れない」「御抱席は株を売買できる」「御抱席から御譜代への昇進」があるという事実を述べるにとどまる。

それに対して荻生徂徠が御家人株の売買による身分の流動について強く反対したとことと比較すると、青陵は既に江戸の身分制度の崩壊を事実として認める態度になっていたということが出来るのではないだろうか。⁽²⁰⁾

六. まとめにかえて

『東臚』での青陵の江戸紹介は以下に続いていくが、本稿での関心事である天皇制及び江戸期日本の社会制度に対しての重要な記事については以上までだと思われる。以下に、上記で検証してきた様々な制度や現状に対して、青陵の認識についてまとめてみたいと思う。

まず青陵は日本の現状を京都の天皇と江戸の將軍の二重構造であると捉えていたが、彼の王霸論からすると、天皇が「王」、徳川將軍家が「覇」であった。その「王霸論」から捉えた日本の権力二重構造を

「日本国の君主は京にましまして共、政令は江戸より出る也」（『東鑑』p.359）という文はよく表しているだろう。

また天皇と徳川将軍家との関係についていえば、徳川将軍家は特例扱いを受けてはいるがやはり人臣であり、天皇（皇帝）は「姓」を持たず、社会制度の枠外の存在であると考えていることがわかる。そしてそういった存在を抱える社会制度を持つ日本を高く評価している。その理由は、郡県制とそれに伴う官吏登用制度を持たないために、庶民が積極的に智を身につける傾向を制度上は持たないからであり、青陵の愚民政治志向と密接に関係があると思われる。

最後に御家人について、青陵は身分制度を揺るがしかねない御家人株の売買を事実として知りながら、その事実を事実として述べるだけであり、その身分制社会崩壊の現状肯定の態度は、強く反対していた徂徠と一線を画す。

以上、本稿で『東鑑』内にみられる天皇制及び社会制度についての言及から、青陵の現状の社会認識と、その認識と青陵自身の思想との関係について考察してみた。これらの考察から見えてきたのは、青陵の日本社会の現状への強い肯定感である。

当然ながら青陵の現状の肯定は、『東鑑』という書物があくまで富永権蔵へむけた「江戸ガイドブック」という性格をもっていたという事実を無視できない。ガイドであるから、そこには正確な情報が必要なのであって、現状社会制度の問題点の指摘や問題の改革案が求めら

れているわけではないからである。

しかしながら「我邦ばかりは難有結構なる国土也」（『東鑑』p.363）、「我邦などは地球上第一の国土」（『善中談』p.480）、「有難き富国なり」（『我邦の民百姓のやうにりつばなる事には無きと見へたり』（『文法披雲』p.740）という、本稿中であげたこれらの日本・天皇制礼賛は、本稿の考察で見えてきた通り、郡県制への批判、愚民政治志向といった他書にみられる青陵自身の思想と結びついたものであり、決してガイドブックであるから批判を抑え現状の説明にとどめたといった性格のものではないだろう。

以上に見てきた、青陵が『東鑑』、また諸書で説いている日本社会の現状認識は、その内容からいえば実はさまざま特異なものではない。青陵の王霸論に基づく天皇制と徳川将軍家との関係の理解は、儒学史的に言えば「大政委任論」と呼ばれ、古くは山鹿素行が説いたことで知られるが、江戸後期には松平定信はじめ非常に多くの知識人たちが説いた天皇観⁽²⁾でもある。その意味で、天皇制と徳川将軍家との関係の青陵の認識を、日本思想史上に位置付けることは容易い。

しかし一方で、青陵の思想を考える上では、天皇制の存在が彼の社会認識の中に組み込まれていたこと、彼の思想の中での社会の在り方である「愚民」と、郡県制とは異なる日本社会の姿が関連付けられていたこと、そして青陵が日本という国をどのように評価していたかを確認できたことは、青陵の思想研究上では意義あるものだったと考え

ている。そしてその日本国礼賛が、青陵の思想の中でどのように位置づけられるべきかについては、更なる多角的検討が必要であると思われるが、その検討は次稿への課題とさせていただきたい。

注

注1 以下青陵の著作資料の引用については、蔵並省自氏編『海保青陵全集』（八千代出版 一九七六年）を用い、引用の際には『海保青陵全集』のページ数を付している。青陵の著作は漢文か漢字片仮名交じり文で書かれているが、片仮名交じり文を引用する際には、筆者が便宜上片仮名部分をひらがなにし、漢文は適宜書き下し文にした。

注2

『東臚』には巾着切りにについての記述があり、そこで「巾着切は仲間ありて何か其党の礼法も極りて居るもの也」（『東臚』p.380）とあり、もし巾着切りの被害にあった時、現金以外の物品を取り戻したいと思つたならば、髪結処に頼めば取り戻せるといった独特のルールが紹介されている。

注3

そもそも青陵自身に天皇制に関する言及がほとんどない。『東臚』と『文法披雲』の一部にあるぐらいではないだろうか。本稿ではこれらの記述と関連する言及を追いかけて論を構成している。

注4

『東臚』執筆時期については、「一、はじめに」で挙げたように、そもそもその執筆動機が「富永権蔵の江戸詰にむけて」であり、その江戸赴任の時期は『東臚』文中で「来年丙寅の春」（文化三年＝一八〇六）とあるので、『東臚』全体の完成時期は兎も角、少なくとも「来年」という箇所が書かれたのは、その前年にあたる文化二年（一八〇五）であることが推測できる。各先行研究もほぼ同様の考察であり、前述長山清治氏「加賀藩における海保青陵と本田利明——加賀藩関係者との交遊とその影響について——」は、文化二年暮から文化三年はじめとし（p.3）、青柳淳子氏「海保青陵の伝記的研究」

（『三田学雑誌』一〇二巻二号 二〇〇九年）も、長山氏研究を引用して同様の説をとっている（p.229）。また蔵並省自氏『海保青陵経済思想の研究』（雄山閣 一九九〇）の「第二章 著作と成立年代」では『東臚』を「一 著作年代明確な書物」であげ、「来年丙寅」は文化三年であるから、本書は文化二年の著作となる（p.24）としている。

注5

『経済話』は書名について諸説あるが、ここでは引用元の『海保青陵全集』に従い『経済話』とする。『経済話』の書名については、前述（注4）の蔵並省自氏『海保青陵経済思想の研究』の「第二章 著作と成立年代」の「二 著作年代追及可能な書目」（p.27）に詳しく論じられている。

注6

青陵は「大府」という語を「百万戸の大府」（『養蘆談』p.180）のように「江戸という都市」という意味で、また「京と大府と大坂とは三ヶ津と云ふ」（『富貴談』p.528）などのように「徳川將軍家の領地」の意味で使っている場面もあるが、ここは前後の意味から、本文中に述べているように「徳川將軍家」の意味と考えた。

注7

たとえば奥の台所の費用が減っても、表の台所の費用がかさめば、表も奥も自分の家庭内なのだから、全体としてなんの意味もないと青陵は例える（『富貴談』p.526）。

注8

前述の徳盛誠氏『海保青陵 江戸の自由を生きた儒者』の「第一章 青陵とその時代」の「三 時代観察の方法」（p.17～24）において、青陵の王・覇論が簡潔にまとめられている。それによると、青陵の王・覇は問題の所在をつかむための符牒であって、具体的対象を指したのではなく、そのため「たとえば「公方様」（將軍）は諸侯との関係で考えれば、王の立場にある。一方、諸大名は、他の大名とせめぎあう覇の立場にある。しかしもつと視野を広げて、「支那」（清）「朝鮮」「オロシヤ」（ロシア）を隣国として考えるなら、將軍もまた、そうした国々を意識する覇の立場にあることになるだろう」（p.17～18）としている。こゝで展開する青陵の王覇論についてまと

注15 衣笠安喜氏「近世日本の儒教と文化」(思文閣出版 一九九〇)「第三章 身分制思想と貴賤淨穢観」の「青陵の賤民論」p.68~70、小

注9 ただし青陵は徳川政権は太平の世であるので「古制」である「周礼の法」のやり方にしても良かったが、「周礼の法に組かへる事はあしきと思ふ御役人ありて、かくなりきたる事なるべし」(『論民談』p.54)とする。もしそれが「周礼の法」を用いることが出来る体制つまり「周礼の仕掛けは上の民」(『論民談』p.52)とあるような政治権力の統一体制による民衆の統一された支配権の所持を説いているのだとすると、非常に大胆な論である。

注10 武家官位については、藤田覚氏『天皇の歴史6 江戸時代の天皇』(講談社 二〇一〇)の第四章「江戸時代天皇の諸相」の4「武家の官位」(p.198~201)に詳しい。

注11 当時の二条家当主は二条斉信(一七八八~一八四七)であり、徳川家斉より「斉」の字の偏諱を受けている。

注12 ここで述べられる「閑院有栖川伏見京極」は、それぞれ世襲される親王家、いわゆる宮家である。宮家については前述(注10)の藤田氏著書『天皇の歴史6 江戸時代の天皇』の第一章「江戸時代天皇の成立——後水尾天皇の時代」の2「朝廷を構成する人びとの暮らしと仕事」の「天皇と皇族」(p.5~6)に詳しい。

注13 「小民」とは「庶民とは生きておる人を、のこらず指していふなり。天子より小民に至るまでが庶民なり」(『洪範談』p.63)とあり、また青陵は「小民」の例として「大工」「菜売」「農」をあげている。

注14 ここで「士大夫の天理」というのは、青陵は『書経』洪範の本文を解して「各のまもるべき天理をまもれとある」(『洪範談』p.63)とし、天子も小民も各々の持前の「天理」の通りに生きることにより、各々は幸福に生きることができると解釈する。そのため士大夫の持前の「天理」である、「人品をあげ」「学問をする」ことに努めるべきは、本来士大夫のみであり、小民は小民の天理である「鋸鎌をかたげて土地を掘」「鑿榘をもちて木をきる」(同上)を努めるべきであるというのが青陵の考えである。

注16 「新しい愚民観」を創出してゐる」(p.16)とする。

我天照太神宮の御末にて無きゆへなり」(『善中談』p.48)とあり、青陵は日本人を天照の末としているが、それを前述(注15)の衣笠安喜氏「近世日本の儒教と文化」の第三章「身分制思想と貴賤淨穢観」(『海保青陵の賤民観』では、「天照大御神を民族の祖神ととらえる思想と表裏の関係をもつ」(p.70)とする。そこからすると青陵が天皇に対して天孫・祖神観を持っていた可能性が全くないとは言えないが、ここでは本文でも述べているように前後の文脈からその意味ではとらない。

注17 青陵に強烈な穢多蔑視観があることは、先行研究ですでに指摘されている。主な研究として前述(注15)の衣笠安喜氏「近世日本の儒教と文化」の第三章「身分制思想と貴賤淨穢観」(『海保青陵の賤民観』(p.68~70)がある。

注18 前述(注10)の藤田覚氏『天皇の歴史6 江戸時代の天皇』の「第四章 江戸時代天皇の諸相」4「武家の官位」(p.20)による。

注19 前述姜篤燕氏「近世中後期における武士身分の売買について——藤岡屋日記」を素材に「p.163による。

注20 徂徠の御家人株売りの反対については、前述の姜篤燕氏「近世中後期における武士身分の売買について——藤岡屋日記」を素材に「p.166~167」に指摘があるほか、拙稿「身分流動からみた本性論の転

注21 「大政委任論」及び儒学者の天皇制論については、前述(注15)の衣
換」(『国際哲学研究』別冊14号)でも論じている。

笠安喜氏『近世日本の儒教と文化』の「第二章 幕藩体制下の天皇
と幕府」の「2 天皇と將軍」p.29～32、および前述(注10)の藤
田覚氏『天皇の歴史6 江戸時代の天皇』の「第五章 朝幕関係の
転換—光格天皇の時代」の「4 大政委任論と江戸後期の天皇観」
p.263～271に詳しく。

キーワード

海保青陵・『東臚』・天皇制・武家官位・愚民政治